

特定施設入居者生活介護等開設事業者の募集にかかる質問及び回答

番号	質 問	回 答
1	<p>大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針5(8)四において、機能訓練室については「専用室を確保するに限らず、機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合を含む」とありますが、食堂等で機能訓練を行う場合は本要件に該当しますか。</p>	<p>貴見のとおり、該当します。</p>
2	<p>大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針 5(9)五に定める中廊下幅の確保ができない場合であって、同指針6における既存建築物等の活用の場合等の特例を受けるにあたり、6(1)一ハ①に示される代替措置としては、どのような措置を想定されていますか。</p>	<p>大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 (1) 一ハ①代替の措置のとおり、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となる廊下幅を確保できない場合において、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助することなどを講ずること等により、5(9)の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められるものであることとしています。</p>
3	<p>既設の有料老人ホームにおいて、増改築は行わず、壁の撤去など既存建築物内の改修工事のみを行う場合は、都市計画局への確認は必要となりますか。また、都市計画局への確認が不要である場合、別紙7「都市計画局との確認事項」について提出の必要がありますか。</p>	<p>改修工事のみを行う場合であっても、都市計画局への確認は必要となり、別紙7「都市計画局との確認事項」についても提出は必要です。</p>